

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第七号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「第七条第四項に規定する事由によつて」を削り、「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。